

様式第10号（第15条関係）

保 険 給 付 の 一 時 差 止 通 知 書

第 号

年 月 日

様

浪江町長

印

年 月 日付けで支給申請のありました国民健康保険の保険給付については、国民健康保険法第63条の2第1項の規定により下記のとおり一時差し止めます。

記

- 1 滞納となっている国民健康保険税を納付していただくため、これまでに督促、催告、納付相談等を行ってきたところですが、いまだに納付されておりませんので、「滞納に対する措置」を実施することに決定しました。（「滞納に対する措置」についての詳細は、同封の説明書をご覧ください。）
- 2 保 険 給 付 の 種 類
- 3 保 険 給 付 の 支 給 決 定 額 円
- 4 上記のうち支払を一時差止した額 円
- 5 一 時 差 止 す る 期 間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 災害等の特別の事情により納付することができないと認められる場合は、滞納に対する措置から除外されますので、様式第1号「特別の事情に関する届出書」又は様式第2号「公費負担医療に関する届出書」を直ちに提出してください。

※この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に福島県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。